

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

1. 事業の目的と編成の趣旨

国民健康保険制度は、被用者保険の適用者以外の人を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としているが、制度の性格上、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えている。

これらの課題に対応するため、平成 30 年度から都道府県も保険者として財政運営の責任主体となることにより、市町村国民健康保険財政の安定を図ることとされた。

この制度改正により、市町村国民健康保険特別会計の主要な科目の歳入歳出見込額については、都道府県が推計することとなったため、その通知額に基づき本町の国民健康保険特別会計予算を編成する。

（予算編成の基本部分）

平成 29 年度までは、香美町において、保険給付費の見込みに基づき国県からの公費歳入や町独自の歳出などを見積もった上で、不足する額を国保税として賦課徴収していた。

国保広域化後、兵庫県が保険給付費を推計し、県特別会計において公費や拠出金等の歳入歳出計算を行った上で、不足する額を国民健康保険事業納付金として、各市町に対して納付を求める。各市町においては、示された納付金に基づき、保健事業費などの市町の裁量により計上可能な歳出や、市町特別会計で収入する交付金等を加減算した上で、納付金の納付に必要な額を国保税として賦課徴収することになった。

また、各市町の保険給付費の財源については、財政の責任主体である県が確保することになるため、市町特別会計においては、歳出の保険給付費のうち任意給付にかかるものを除き、全て県から交付される。

被保険者数は、平成 31 年度の当初予算では一般被保険者を 4,370 人（平成 30 年度当初 4,460 人）と見込んでいる。

2. 予算総額 2,085,000 千円（対前年 42,000 千円増、2.1%増）

3. 制度改正に関すること

平成 31 年度において中間所得者層の負担に鑑み、国保税医療給付費分の賦課限度額が 30 千円引き上げられ 610 千円となり、後期高齢者支援金等分の 190 千円と介護納付金分 160 千円を合わせて、合計の限度額は 960 千円となる改正を予定している。

また、物価上昇の影響で軽減対象が縮小しないよう、5割軽減、2割軽減の軽減判定所得基準の引き上げを予定している。

4. 歳入に関すること

(1) 基金繰入金

基金繰入金は、国保税率及び基金残高等を考慮し、44,086千円（税軽減分37,000千円、予備費分7,086千円）を計上する。その結果、平成31年度末の基金残高見込みは67,662千円となる。

(2) 国保税

財政運営の責任主体は兵庫県となったが、国保税の賦課徴収については従来どおり町が行う。

県から示された国民健康保険事業納付金の額に基づき算出した、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分をそれぞれ計上する。

平成31年度においては、対前年11,464千円増（3.4%増）の349,620千円を計上する。基金繰入後の一般被保険者1人当たり国保税は、101,822円（前年度当初94,700円）を見込んでいる。

(3) 県支出金（保険給付費等交付金 普通交付金、特別交付金）

県から示された保険給付費等交付金の普通交付金及び特別交付金の額を計上する。

普通交付金については、歳出の保険給付費のうち任意給付にかかるものを除いた額を計上する。

特別交付金については、保険者による糖尿病の重症化予防にかかる取組や収納率の向上にかかる取組など、国保事業への保険者の取組度合いにより交付される保険者努力支援分、特別調整交付金分、県繰入金分、特定健康診査等負担金分があり、それぞれ県から示された額を計上する。

(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、基盤安定繰入金の減、福祉医療波及分の増等により対前年88千円増（0.06%増）の149,357千円を計上する。

5. 歳出に関すること

(1) 保険給付費

保険給付費は、任意給付である結核医療付加金を除き、県通知額に基づき計上する。

保険給付費の推計については、平成30年度被保険者1人当たり診療費の推計額をもとに、平成28年度から平成30年度までの被保険者1人当たり診療費の伸び率を考慮し算出された額に保険給付率を乗じ、公費算定額を減じることにより推計されている（兵庫県下同一の推計方法）。

なお、保険給付費については、任意給付である結核医療付加金以外の全額が県から交付される。

(2) 国民健康保険事業納付金

国保広域化により新設された科目であり、国保税を主たる財源として県へ納付するもの。県から示される額に基づき、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分にそれぞれ区分し計上する。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

1. 佐津診療施設勘定

（1）事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、佐津診療所の運営にかかる経費を計上する。

平成 31 年度は週 3 日（月～水）の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上している。

また、近隣の調剤薬局が平成 31 年 3 月末で閉店する予定のため、院外処方から院内処方へ切り替えを行うこととし、必要な医療機械器具、薬剤、消耗品などを計上している。

なお、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金で計上した予算編成としている。

（2）予算総額 39,500 千円（対前年 18,270 千円増、86.1%増）

（3）歳入に関すること

- ・診療収入は、診療日数の増及び院内処方による診療報酬の増により、対前年 13,636 千円増の 19,850 千円で計上する。
- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費補助について診療日数の増により、対前年 1,576 千円増の 4,414 千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れにより交付税分 7,000 千円、単年度の赤字解消分 5,150 千円、公債費（過疎債）分 2 千円を計上する。

（4）歳出に関すること

- ・週 3 日の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、非常勤医師 1、事務員 2、看護師 2 としている。
- ・医業費は、院内処方による医療用機械器具費、医療用消耗器材費、医療用衛生材料費などの増により、対前年 12,958 千円増の 15,774 千円で計上する。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

2. 兔塚・川会診療施設勘定

（1）事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、兔塚診療所、川会診療所の運営にかかる経費を計上する。

平成 31 年度は、前年度と同様に週 4 日（兔塚 2 日、川会 2 日）の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

（2）予算総額 32,600 千円（対前年 4,304 千円減、11.7%減）

（3）歳入に関すること

- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、対前年と同額の 3,056 千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れにより交付税分 14,000 千円、単年度の赤字解消分 2,283 千円、公債費（過疎債）分 284 千円を計上する。

（4）歳出に関すること

- ・週 4 日（兔塚 2 日、川会 2 日）の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、医師 1、事務員 2、看護師 2 としている。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

3. 小代診療施設勘定

（1）事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、小代診療所の運営にかかる経費を計上する。

平成31年度は、前年度と同様に週5日の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

（2）予算総額 171,800 千円（対前年 34,121 千円減、16.6%減）

（3）歳入に関すること

- ・診療収入は、平成30年度実績見込みをもとに126,685千円を計上する。
- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、前年と同額の14,489千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れについて、交付税分7,000千円、単年度の赤字解消分14,350千円、公債費分3,587千円を計上する。
- ・備品購入費のうち医療機械器具購入(低周波治療器)にかかるものについては、過疎対策事業債を充当し、700千円を計上する。

（4）歳出に関すること

- ・週5日の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、医師1、事務員2、看護師2としている。
- ・老朽化により更新が必要な低周波治療器について、購入費1,744千円を計上する。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

4. 兎塚・川会歯科診療施設勘定

（1）事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、兎塚歯科診療所、川会歯科診療所の運営にかかる経費を計上する。

平成 31 年度は、前年度と同様に兎塚歯科が週 3 日、川会歯科が週 2 日の計週 5 日の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上している。

また、老朽化により診療に支障をきたしている治療用チェア等の医療用機器や往診車両の購入費を計上した予算編成としている。

（2）予算総額 93,900 千円（対前年 14,964 千円減、13.7%減）

（3）歳入に関すること

- ・診療収入は、前年度の実績見込を基に積算し、82,661 千円を計上する。
- ・財政調整基金繰入金は、医療用機械器具費、往診車両等の財源として 4,428 千円を計上する。

（4）歳出に関すること

- ・兎塚週 3 日、川会週 2 日の診療体制とし、前年度実績見込を基に必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、歯科医師 1、事務員 1、歯科衛生士 5、歯科技工士 1、歯科助手 2 の経費を計上する。
- ・治療用チェア及び往診車両が老朽化しているため更新する。

後期高齢者医療保険事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

若い世代が高齢者を支え、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る。

保険料率は平成30年度に改定（2年ごと）されているため平成31年度は同一となっており、保険料負担金、保険基盤安定負担金を後期高齢者医療広域連合に納付する予算編成としている。また、平成31年度から後期高齢者医療町システムの保守料等を特別会計の事務費に計上している。

2. 予算総額 326,462千円（対前年24,899千円増、8.3%増）

3. 制度改正に関すること

(1) 保険料率は、2年ごとに改定されることとなっており、平成30・31年度は、所得割率10.17%（据え置き）、均等割額48,855円（558円増）、賦課限度額は62万円（5万円増）となっている。

※（ ）内は、平成28・29年度との比較

(2) 保険料の元被扶養者に対する軽減は平成29年度から段階的に縮小されており、平成31年度以降は後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間まで所得割なしで均等割5割軽減が適用される。

(3) 低所得者である被保険者に対する軽減特例措置（9割軽減及び8.5割軽減）の見直し及び被保険者均等割額を減額する基準（5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準）の引き上げを行う。

4. 歳入に関すること

(1) 後期高齢者医療保険料は、保険料負担金と同額の231,824千円で対前年19,163千円増（9.0%増）を計上している。

(2) 一般会計繰入金は、対前年5,736千円増の93,508千円（事務費繰入9,936千円、保険基盤安定繰入83,572千円）を計上している。（平成31年度から後期高齢者医療町システムの保守料やリース料を特別会計の事務費に計上。）

保険基盤安定繰入分の3/4は県負担金の交付を受ける。

5. 歳出に関すること

(1) 広域連合納付金は、広域連合から示された計算式に基づき、平成31年度県下保険料見込額及び保険基盤安定負担金見込額に香美町占有率等（保険料負担金は平成29年度実績、保険基盤安定負担金は平成30年度実績）を乗じて算定し、保険料負担金231,826千円、保険基盤安定負担金83,572千円で、対前年17,073千円増の315,398千円（延滞金1千円・繰越金負担金1千円含む）を計上している。

介護保険事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

介護保険事業を社会全体で支え合うことで、介護が必要な人に、本人やその家族の意向に沿った介護サービスが受けられる供給体制を推進することを目的とし、事業の健全な運営を図るために必要な予算を計上している。

地域支援事業においては、自立支援の観点から高齢者によりふさわしいサービス利用を提供することで要介護状態等になることの予防又は悪化の防止を図るとともに、元気な高齢者には介護等の担い手として社会参加することで積極的な健康づくりを推進していく。

2. 予算総額 2,449,860 千円（対前年 52,093 千円増、2.2%増）

3. 歳入に関すること

介護保険料については、第7期介護保険事業計画値を基に設定

また、低所得者の保険料軽減のため、国 1/2・県 1/4・町 1/4 の公費負担により、14,261 千円を一般会計から繰り入れることとしている。

4. 歳出に関すること

(1) 保険給付費

前年度の利用者の実績と第7期計画での推計額を基に算定

認定者数も引き続き増加しており、総合事業以外の予防給付サービスの利用も増加しているため、介護予防サービス給付費を対前年比 14,670 千円増（36.9%増）、介護予防サービス計画費を対前年比 1,560 千円増（14.4%増）としている。

(2) 地域支援事業費

① 介護予防・生活支援サービス事業費（86,019 千円）

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを継続実施する費用を計上

② 一般介護予防事業費（9,175 千円）

地域リハビリテーション活動支援事業の充実、住民主体で行われる介護予防サークルの全町展開及び元気体操サークルの拡充、自立支援サポート体制の充実など、効果的な事業展開を図る。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費（36,014 千円）

センターに配置した介護支援専門員の人件費などを計上。要援護高齢者の「自立支援」の観点から適正なケアマネジメントを行うことで介護予防及び

重度化防止を図る。

④認知症総合支援事業費（16,538千円）

認知症サポート医を含む多職種協働による認知症対策の充実を図る。

財産区特別会計（長井財産区）

1. 事業の目的と編成の趣旨
長井財産区の適正な管理運営を行う。
2. 予算総額 1,473 千円（対前年 162 千円減、9.9%減）
3. 歳入に関すること
財産区有土地貸付収入として 339 千円を見込んでいる。
4. 歳出に関すること
長井地区区長会が実施する事業に対して交付する補助金 460 千円（前年より 30 千円減）などを計上している。

町立地方卸売市場事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

町立地方卸売市場を運営するため特別会計を編成している。

事業が皆無であることから本来の事業収入が見込めず、一般会計からの繰入金により運営を行っている。

2. 予算総額 854 千円（対前年 121 千円増、16.5%増）

3. 歳入に関すること

当該施設の維持管理に要する歳出経費に対して、収入が不足するため、一般会計繰入金 853 千円、繰越金 1 千円を見込んでいる。

4. 歳出に関すること

当該施設の維持管理等に要する経費 854 千円を計上している。

5. その他

当該施設のせり場は、昭和 56 年から主に巻き網漁業に使用されてきたが、巻き網漁業者の廃業に伴い、平成 21 年 9 月以降は未使用となっている。

今後の活用方法については、平成 29 年 7 月に発足した「香美町の水産を考える会」により検討を進めている。

国民宿舎事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

本事業は、健全な宿泊休養施設を提供することによる本町の観光振興及び町民の福祉の向上が目的である。

平成 31 年度の予算編成にあたっては、利用者に対して良好なサービスの提供を行うために必要な施設の管理、指定管理者による円滑な施設運営等に重点を置く考えとしている。

2. 予算総額 26,534 千円（対前年 4,384 千円増、19.8%増）

3. 歳入に関すること

国民宿舎使用料として 17,477 千円（対前年 1,363 千円減、7.2%減）を見込んでいる。

町債償還元金及び利子分を含む特別会計事務的経費の財源の一部として 3,656 千円、また、施設・設備の改修財源として 5,058 千円、計 8,714 千円の一般会計繰入金（対前年 5,752 千円増、194.2%増）を計上している。

4. 歳出に関すること

指定管理者である株式会社香住観光公社の経営安定を図るため、平成 30 年度に続き指定管理料の算定方法を変更し、指定管理料を使用料収入と同額の 17,477 千円とした。

また、非常用誘導灯や非常時照明等の施設・設備が老朽化していることから、その改修費用として工事費 5,058 千円を計上している。

過年度において観光施設整備事業債で実施した施設・設備の改修費等の町債償還元金及び利子分として、計 3,296 千円（対前年 961 千円増、41.2%増）を計上している。

矢田川憩いの村事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

本事業は、日帰り温泉施設における良好なサービスを提供することによる本町の観光振興及び町民の福祉の向上が目的である。

平成31年度の予算編成にあたっては、利用者に対して良好なサービスの提供を行うために必要な施設の管理、指定管理者による円滑な施設運営等に重点を置く考えとしている。

2. 予算総額 32,115千円（対前年 5,062千円増、18.7%増）

3. 平成30年度当初予算からの変更点

指定管理者である矢田川開発株式会社の経営安定を図るため、平成31年度の指定管理料の算定方法を変更した。

【平成30年度】

年間入浴料収入から3,600千円（毎月300千円）を控除した額

【平成31年度】

年間入浴料収入と同額

4. 歳入に関すること

入浴料収入として24,119千円（対前年995千円増、4.3%増）を見込んでいる。

起債償還相当額の6,104千円、修繕費679千円、土地賃借料を含む特別会計事務的経費1,154千円、計7,937千円の一般会計繰入金（対前年4,052千円増、104.3%増）を計上している。

5. 歳出に関すること

指定管理料として入浴料収入と同額の24,119千円を計上している。

また、給湯配管や温泉水循環ポンプ等が老朽化していることから、その修繕費用として679千円を計上している。

一般会計繰出金（起債償還相当額）6,104千円を計上している。

公立香住病院事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

地域の中核的な医療機関として、地域住民が安心して医療及び介護を受けられる環境を整備し、医療・福祉・介護の連携を図りながら、公的医療機関の役割を果たすことを目的としている。

将来にわたり町民に信頼され、安全で安心できる質の高い医療を提供していくため、引き続き医師の招へいに全力で取り組むとともに、公立香住病院新改革プランに基づき、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指す。

2. 収益的収入及び支出

収入 1,312,893 千円 (対前年 24,785 千円増、1.9%増)

支出 1,312,383 千円 (対前年 25,970 千円増、2.0%増)

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

①医療等の収益については、業務の予定量、単価等を考慮している。

区 分	業務の予定量	業務の単価	利用率
病院事業収益	入院) 13,550 人 うち一般病床 9,800 人 うちケア病床 3,750 人 外来) 52,260 人 うち一般 47,700 人 うち透析 4,560 人	入院) 一般病床 25,050 円 ケア病床 32,064 円 外来) 一般外来 5,962 円 人工透析 29,559 円	入院) 74%
介護老人保健施設収益	入所) 16,690 人 通所) 1,832 人	入所) 9,820 円 通所) 10,265 円	入所) 95% 通所) 76%
訪問看護ステーション収益	2,600 人	7,114 円	
居宅介護支援事業収益	550 人	10,160 円	

②一般会計からの繰入金は、運営経費に対するものとして 219,634 千円を計上している。

(2) 支出に関すること

①診療体制は、常勤医師 4 人 (総合診療科 2 人、耳鼻咽喉科 1 人、泌尿器科 1 人) 及び嘱託医師 2 人 (総合診療科 1 人、整形外科 1 人) 計 6 人の医師で診療を予定している。また、総合診療科に 3 人、小児科に 3 人 (週 1 回の 1 人を含む)、耳鼻咽喉科に 1 人 (週 1 回)、婦人科に 1 人 (月 1 回) の支援医師により外来診療機能の維持確保を図る予定としている。

②地域医療研修医師の受入れに係る経費を計上している。

4. 資本的収入及び支出

収入 140,530 千円 (対前年 8,015 千円増、6.0%増)

支出 226,258 千円 (対前年 15,272 千円増、7.2%増)

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

①企業債は、建設事業費に 13,300 千円、医療機械購入費に 9,200 千円の計 22,500 千円を見込んでいる。

②一般会計出資金は、企業債元金償還金に 94,231 千円、建設改良費に 23,799 千円の計 118,030 千円を見込んでいる。

(2) 支出に関すること

①建設改良費は、医師住宅改修、医療用ガス供給装置更新など建設事業費に 20,000 千円、超音波画像診断装置など医療機械購入費に 11,000 千円、介護保険システム改修、透析患者用送迎車など器具備品購入費に 28,000 千円の計 59,000 千円を見込んでいる。

②企業債元金償還金として 154,018 千円を見込んでいる。

③医師修学資金貸与 1 件 1,800 千円、医療技術者修学資金貸与 2 件 1,440 千円、医師修学資金一時金貸付 1 件 10,000 千円を見込んでいる。

水道事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

水道施設の計画的・効果的な整備と適切な維持管理を行い、清浄にして豊富低廉な水の供給を図るため、次の方針に基づく予算編成を行った。

- (1) 安全安心な水の安定供給を推進するため、水質対策や老朽施設の更新整備を実施する。
- (2) 水道施設の適切な維持管理を行うため、必要最小限の経費を計上する。

2. 収益的収入及び支出

収入 468,451 千円（対前年 3,420 千円減、0.7%減）

支出 640,372 千円（対前年 3,785 千円増、0.6%増）

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 水道使用料は、320,264 千円（対前年 6,807 千円減、2.1%減）の収入を見込んでいる。平成 30 年度決算見込みを基に、人口減少等による有収水量の減少を考慮している。
- ② 収益的収支における一般会計繰入金は、繰出し基準に基づく一般会計補助金として 13,731 千円（対前年 512 千円減、3.6%減）を計上している。
- ③ 長期前受金戻入として 110,462 千円（対前年 319 千円増、0.3%増）の減価償却相当収益化分を計上している。

(2) 支出に関すること

- ① 水道施設維持管理等に係る経費 233,778 千円（対前年 10,267 千円増、4.6%増）、企業債利子等償還に係る経費 46,601 千円（対前年 2,939 千円減、5.9%減）を計上している。
- ② 減価償却費として 350,290 千円（対前年 713 千円増、0.2%増）を計上している。

4. 資本的収入及び支出

収入 161,096 千円（対前年 120,433 千円減、42.8%減）

支出 324,672 千円（対前年 114,505 千円減、26.1%減）

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 企業債は、建設改良分として 81,200 千円（対前年 90,600 千円減、52.7%減）を計上している。
- ② 資本的収支における一般会計繰入金は、一般会計出資金として 71,145 千円（対前年 18,583 千円減、20.7%減）を計上している。

(2) 支出に関すること

- ① 原水及び浄水設備費 54,000 千円（対前年 78,200 千円減、59.2%減）
 - ア) 水源の濁度対策及びクリプトスポリジウム等感染対策を推進するため、相岡浄水施設整備事業に係る浄水施設整備（膜ろ過施設）工事の測量調査業務費及び実施設計業務費を計上している。
 - イ) 水源の濁度対策を推進するため、秋岡浄水施設整備事業に係る浄水施設整備工事の詳細設計業務費を計上している。
 - ウ) 村岡区において、安定した浄水処理を行うため、浄水場等における施設更新計画策定業務に必要となる委託料を計上している。
 - エ) 老朽施設対策として、薬液注入ポンプ更新、水質計器（残塩計）更新、取水ポンプ更新、送水ポンプ更新、水位計更新、コンプレッサー更新、旧日影浄水場取水口閉鎖工事に必要となる工事請負費を計上している。
- ② 配水設備費 58,000 千円（対前年 30,763 千円減、34.6%減）
 - ア) 老朽送配水管に係る耐震化対策として、今子配水池～柴山第1配水池老朽送水管の施設整備を行うため、詳細設計業務費を計上している。
 - イ) 老朽配水池の耐震化対策として、畑配水池の施設整備を行うため、詳細設計業務費を計上している。
 - ウ) 老朽施設対策のうち、水質計器（残塩計）更新、配水流量計の更新、ポンプ更新、水位計更新、ポンプ井他フロート弁類の更新として、工事請負費を計上している。
- ③ 営業設備費 1,116 千円（対前年 1,387 千円減、55.4%減）

量水器及び工具、器具購入などに要する経費等を計上している。
- ④ 企業債償還金 211,556 千円（対前年 4,155 千円減、1.9%減）

企業債元金償還に要する経費を計上している。

下水道事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

下水道施設の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の保全と公共用水域の水質保全を図るため、次の方針に基づく予算編成を行った。

- (1) 下水道施設の適切な維持管理を行うため、必要最小限の経費を計上する。
- (2) 効率的な施設管理を推進するため、長井南処理区と長井北処理区を統合するために必要となる污水管渠等の設計業務、農業集落排水施設の最適整備構想策定に必要な機能診断業務を実施する。

2. 収益的収入及び支出

収入 1,525,975 千円 (対前年 37,112 千円減、2.4%減)

支出 1,437,392 千円 (対前年 62,417 千円減、4.2%減)

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 下水道使用料は、370,897 千円 (対前年 6,805 千円、1.9%増) の収入を見込んでいる。平成 30 年度決算見込みを基に、接続件数の増加及び人口の減少による有収水量の増減を考慮している。

(平成 30 年度決算見込との比較：3,565 千円減、1.0%減)

- ② 他会計負担金は、一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）を香住浄化センターで受入・処理するための経費の負担分として、一般会計負担金 10,671 千円を計上している。
- ③ 収益的収支における一般会計繰入金は、一般会計補助金として 707,542 千円 (対前年 13,341 千円減、1.9%減) を計上している。
- ④ 長期前受金戻入として 435,458 千円 (対前年 30,912 千円減、6.6%減) の減価償却相当収益化分を計上している。

(2) 支出に関すること

- ① 下水道施設維持管理等に係る経費 348,275 千円、企業債利子償還に係る経費 223,955 千円を計上している。
- ② 減価償却費として 845,080 千円 (対前年 62,631 千円減、6.9%減) を計上している。

4. 資本的収入及び支出

収入 597,294 千円 (対前年 80,759 千円増、15.6%増)

支出 1,097,468 千円 (対前年 76,214 千円増、7.5%増)

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 企業債は、元金償還に係るものとして 393,200 千円(資本費平準化債 369,800 千円、特別措置分 23,400 千円)、建設改良費に係るものとして 38,400 千円を計上している。
 - ② 資本的収支における一般会計繰入金は、一般会計出資金として 135,693 千円を計上している。
 - ③ 国庫補助金は、特定環境保全公共下水道事業として実施する下水道施設(汚水管渠、マンホールポンプ場等)の設計業務に係る社会資本整備総合交付金 20,000 千円(補助率:1/2)を計上している。
 - ④ 県補助金は、農業集落排水事業として実施する機能診断業務に係るものとして 8,000 千円(補助率:10/10)を計上している。
- (2) 支出に関すること
- ① 管渠整備費(48,000 千円)
 - ア) 特定環境保全公共下水道事業
長井南処理区(農業集落排水事業)及び長井北処理区(コミュニティプラント事業)は、(仮称)長井処理区(特定環境保全公共下水道事業)として香住処理区(公共下水道事業)に接続する予定であることから、当年度は、接続に必要となる下水道施設(汚水管渠、マンホールポンプ場等)の設計業務を実施する。
 - イ) 農業集落排水事業
マンホールポンプ場に設置された水中ポンプ設備の更新工事(5箇所)を実施する(長井南処理区、奥佐津処理区)。
 - ② 処理場整備費(19,200 千円)
 - ア) 公共下水道事業
香住浄化センターにおける高圧電力の引込受電盤内に設置されている真空遮断器は、経年劣化等による停電事故の要因になる恐れがあることから、当年度、更新工事を実施する。
 - イ) 特定環境保全公共下水道事業
各浄化センターにおける機械設備のうち、返送汚泥ポンプ等の経年劣化による運転能力低下等で、適正な維持管理に支障を来している機械設備について、当年度、更新工事を実施する(佐津浄化センター、村岡浄化センター及び小代北浄化センター)。
 - ウ) 農業集落排水事業
農業集落排水施設の機能保全等に必要な対策等を定める最適整備構想を策定するため、当年度は、農業集落排水施設の劣化状況等を調査するための機能診断業務を実施する。
 - ③ 企業債償還金(1,030,268 千円)
 - ア) 企業債元金償還に要する経費 1,030,268 千円を計上している。